あいちトリエンナーレ２０１６
会場運営計画作成業務プロポーザル募集要領

１．業務の概要

（１）業務名

あいちトリエンナーレ２０１６ 会場運営計画作成業務

（２）業務の目的

平成２８年８月１１日から１０月２３日まで、愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか、豊橋市内及び岡崎市内で開催するあいちトリエンナーレ2016において、あいちトリエンナーレ実行委員会が行う会場運営に関する計画の作成及び同会場運営の準備の実施を目的とする。

２．業務内容等

（１）業務内容

本業務の業務内容は、別添「あいちトリエンナーレ2016会場運営計画作成業務仕様書」を参考にすること。

なお、業務内容の詳細については、契約前に、企画提案に基づき協議のうえ、決定する。

（２）履行期間

契約の日から、平成２８年３月３１日までとする。

（３）見積もり限度額

２，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

（４）次年度の業務予定

本年度の委託業務を引き継ぎ、次年度は、会場運営業務委託（平成２８年４月から１２月まで）を予定している。

ただし、会場運営業務委託から切り離して実施することが適当であるものについては、別途発注する場合がある。

また、本年度の業務実施状況によっては、本年度の受託者と次年度業務を随意契約するものとは限らない。

なお、次年度の会場運営業務委託については、必要となる経費を発注者が積算のうえ、予算の範囲内において実施する。

３．業務にあたっての留意点

（１）本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

（２）その他本要領に定めのないことについては、別添仕様書のとおりとする。

４．選定方法

本募集は、業務内容に対する応募者の考え方や具体的な運営管理に関する実力等について、「提案」を通して評価し、受託者を選定する。従って、実際の業務実施にあたっては、

必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない。

５．応募資格

応募者は、次の（１）から（９）までのすべての要件を満たしている法人又はその他の団体（共同体の場合は、各構成団体）とする。（個人での応募はできない。）

ただし、（１）から（３）までの要件については、共同体の場合は少なくとも１つの構成団体が満たしている場合は可とする。

※「その他の団体」は、一定の規約を有し、代表者及び所在地が明らかなこと、及び収支決算書等会計書類を整備していることを要件とする。

※それぞれの特性を活かすことができる構成団体が、共同して本業務に携わり、構成団体が得意とする分野で、その実力を最大限に発揮することで、より効果的かつ効率的な運営を行うことが可能となる場合は、共同体も可とする。

（１）多数が来場した美術展やイベント等の事業において、運営管理に関する実績とノウハウを有するとともに、「あいちトリエンナーレ2016」の開催趣旨を理解し、効果的かつ効率的な運営を行うことができる者であること。

（２）警備業法第４条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、過去５年間においてこの法律に違反し処分を受けた者でないこと。

（３）５００名以上のボランティア管理運営業務を履行した実績を有する者で、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

（４）地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）に該当しない者であること。

（５）本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

（６）本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

（７）本募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、会社更生法（平成14 年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（８）国税のうち、所得税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。

（９）愛知県税のうち、県民税、事業税及び自動車税に未納がないこと。

６．企画提案内容

企画提案書には、「あいちトリエンナーレ2016」の企画概要やテーマ等を踏まえ、以下のア～キの提案項目について記述すること。

なお、本件の企画提案の内容については、次の条件の中で行うものとする。

（１）対象とする会期等

会　期：平成２８年８月１１日（木・祝）から１０月２３日（日）まで

内覧会：平成２８年８月１０日（水）

（２）提案項目

対象業務について、以下の観点を考慮し、どのように実施することが適切であるかを提案すること。

ア.「あいちトリエンナーレ2016」の会場運営について、次の項目内容を記述すること。

・運営管理業務の基本的な考え方と実施する上での基本理念やコンセプト

・業務効率及びコストパフォーマンス

・その他応募者が必要であると考える要素

イ．業務実施体制等について、次の項目内容を記述すること。

・円滑に会場運営を実施するための指揮命令系統を示した人員配置等が分かる配備体制図等（業務毎に示す。）

・これら業務を統括する責任者等については、現段階で想定できる責任者等を記入することとし、現在の勤務地（都道府県名）、所属、役職、氏名を記入するとともに、類似業務実績及びその概要を具体的に記入する。

・対象業務を実施する場合に最適と考えられる業務スケジュール

ウ．ボランティアの活用及び運営について、次の項目内容を記述すること。

・あいちトリエンナーレ2016の運営ボランティア募集等にあたり、どのような方法により、効率的かつ効果的に募集・研修・運営等を行うのかを記入する。

・運営ボランティアに関する業務スケジュール

エ．チケットの販売促進方法について、次の項目内容を記述すること。

・チケットの配券にあたり、効果的な販売促進方法

オ．類似業務の実績について、次の項目内容を記述すること。

・多数が来場した美術展やイベント等の運営管理業務についての実績等

カ．アピールポイントについて、次の項目内容を記述すること。

・本業務を遂行する上での、独自のアピールポイント

キ．概算経費について、次の項目内容を記述すること。

・平成２７年度に実施する会場運営計画作成業務の概算経費を別紙の「１．会場運営計画作成業務（2015）」に、また、平成２８年度に想定される会場運営業務に要する概算経費を別紙の「２．会場運営業務（2016）」にそれぞれ記入する。

・概算経費は、提案した内容に関する一切の経費について、項目別に計上する。（総額は、消費税及び地方消費税を含める。）

・別紙は、企画提案書に綴じ込む。

７．説明会の開催

応募希望者を対象に、下記のとおり説明会を開催する。

なお、説明会には、平成２７年７月３１日に公表した資料（募集要領等）を持参すること。

（１）開催日時・場所

日　時　平成２７年８月６日（木）　午後１時３０分から

場　所　愛知芸術文化センター７階会議室４（名古屋市東区東桜1-13-2）

（２）参加可能人数

１事業者につき２名までとします。（共同体として応募予定であっても、その構成事業者毎に、２名まで。）

（３）参加申込方法

ア．提出書類

説明会参加申込書（様式１）　１部

イ．提出方法

ファクシミリ又は電子メール（件名に「あいちトリエンナーレ 会場運営計画作成業務公募説明会参加申込」と記載すること。）

ウ．提出期限

平成２７年８月５日（水）　正午（必着）

エ．提出先

「13. 提出・問合せ先」のとおり

８．応募手続等

（１）企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。

ア．提出書類

・企画提案参加申込書（様式２）　１部

・企画提案書　１０部（正本１部、副本９部）

以下は、共同体の場合に限り提出すること。

・共同体構成員届（様式３）　１部

・共同体協定書の写し（様式４）　１部

・委任状（様式５）　１部

イ．提出方法

持参又は郵送（封筒の表面に「あいちトリエンナーレ2016 会場運営計画作成業務公募書類在中」と朱書きで記載すること。）

ウ．提出期限

平成２７年８月２６日（水）午後５時（必着）

エ．提出先

「13. 提出・問合せ先」のとおり

（２）企画提案書類作成上の注意

・用紙サイズは、Ａ４縦（横書き、要ページ番号）とする。ただし、図などを作成する場合、Ａ３版の用紙をＡ４版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。

・必要に応じて、図表・絵・写真等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で１ヶ所とめること。

・企画提案は、１事業者（企業共同体）あたり１提案とすること。

・提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

（３）その他の提出書類

規約（定款、寄付行為等）の写し、直近年度の事業実績報告書及び収支決算書、又は

事業計画書及び収支予算書を各１０部提出すること。

なお、共同体の場合は、その構成団体を１セットにして提出すること。

また、募集要領の「５．応募資格（２）」を確認できる認定書の写しを１０部提出すること。

９．応募に関する問合せ

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局において、平成２７年８月１８日（火）午後５時まで、ファクシミリ又は電子メールで受け付ける。

なお、問合せは「13．提出・問合せ先」を参照すること。

また、質問に対する回答については、平成２７年８月１０日（月）以降順次、あいちトリエンナーレ2016 公式ホームページに掲載する。〔http://aichitriennale.jp/〕

10．提案の審査・選定等

（１）審査方法

ア．書面審査（一次審査）

提出された応募書類に基づいて、審査委員による書面審査を行う。

※提案数が５件未満の場合は、プレゼンテーション審査のみで選定する。

イ．プレゼンテーション審査（二次審査）

書面審査により選定された応募書類（３件程度）について、審査委員によるプレゼンテーション審査を実施する。同審査において、受託候補者を１者選定し、当該候補者と協議の上、委託契約を締結する。

プレゼンテーション審査は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。

（２）審査基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

（３）審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知する。

（４）契約の締結

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局は、選定した受託候補者の企画提案書に基づき契約内容に関する協議を行い、同者と業務委託契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合には、次点の者と交渉する。

（５）提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

・応募する資格のない者が提案したとき。
・所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
・事実に反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
・あらかじめ指示した提出物に不足があったとき。
・応募者が当該公募に対して、２以上の提案をしたとき。
・その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11. スケジュール（予定）

７月３１日（金）募集要領等の公表（企画提案の公募開始）

８月　６日（木）説明会

　　２６日（水）提出期限

９月　２日（水）
　又は　　書面審査及びプレゼンテーション審査
　　８日（火）※書面審査は、提案数が５件未満の場合は、実施しない。

９月上旬　　結果通知及び契約締結

12. その他

（１）説明会への出席、書類の作成・提出及びプレゼンテーションへの出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。
　なお、提出された書類は、返却しない。

（２）契約金額の支払いについては、契約内容の完了検査後に、精算払いとする。

（３）応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（４）この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、委託者が定める。

13. 提出・問合せ先

住　所　〒461-8525
愛知県名古屋市東区東桜一丁目13-2　愛知芸術文化センター６階
あいちトリエンナーレ実行委員会事務局（担当：市川、細川）
（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）
電　話　052-971-6127
ＦＡＸ　052-971-6115
Ｅ-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

別　表

評価項目及び評価基準

No.	評価項目	評価基準
1	会場運営 （運営管理業務の基本的な考え方等）	あいちトリエンナーレ2016の企画概要やテーマ等を十分に理解しているか。 また、業務実施に関する基本的な考え方は、企画概要やテーマ等に沿ったものであるか。
2	業務実施体制等	・指揮命令系統を示した人員配置等が分かる配備体制図（それぞれの業務毎）により、具体的に示されているか。 ・統括する責任者等については、現在の勤務地（都道府県）、所属、役職、氏名と、類似業務実績及びその概要が具体的に示されているか。
3	ボランティアの活用及び運営	・あいちトリエンナーレ2016の運営ボランティア募集等にあたり、どのような方法により、効率的かつ効果的に募集・研修・運営等を行うかについて提案がなされているか。 　また、提案内容に十分な実行可能性が認められるか。 ・業務スケジュールは、具体的かつ妥当であるか。
4	チケットの販売促進方法	・効果的な配券方法が提案されているか。 ・その方法により実施可能であるか。
5	類似業務の実績	多数が来場した美術展やイベントなど本事業に類する事業で良好な実績を有しており、その経験等を十分に活かすことが期待できるか。
6	アピールポイント	会場運営管理業務を受託するにあたり、より効果的な施策の提案がなされているか。